

2021年1月8日

在校生・保護者の皆様

学校法人 東京滋慶学園
新東京歯科技工士学校
新東京歯科衛生士学校
学校長 福原 達郎
(公 印 省 略)

【緊急】緊急事態宣言下における当校の対応について

平素は本校の教育に多大なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、報道でもある通り、昨日一都三県において緊急事態宣言が発出されました。

緊急事態宣言を受けて、当校といたしましては文部科学省並びに所管の監督官庁からの指示等に従い対応を進めてまいり所存です。

現段階において文部科学省及び東京都教育委員会の通達では、緊急事態宣言中の学校運営については「感染防止対策を徹底と学修機会の確保の両立に向けた対応を行い、学校運営を継続する。」旨の基本方針が発信されております。

本通達を受け、当校においても国家試験を間近に控える学生をはじめ、すべての学生の学習機会を損失することの無いよう、これまでの分散登校による対面授業と遠隔授業を効果的に活用した授業運営と感染予防対策のより一層の強化・徹底を図ることで学校運営を継続してまいります。

つきましては、これまでの対応策に加え、緊急事態宣言中における対応については、下記の通り実施してまいります。

記

1. 学内における対応について

(1) 分散登校による対面授業と遠隔授業(オンライン・オンデマンド授業)の見直しと授業時間の変更を各学科・学年により行います。

※詳細の変更内容については、スマホキャンパス、クラス内にて告知いたします。

(2) 感染拡大防止の観点から登校日は原則半日授業による実施とし、館内における食事等の長時間におけるマスクを外す状態を回避いたします。

(3) これまでと同様に入館時の検温の実施、手指消毒、館内共用スペース並びに授業終了時に教室内の机上の消毒の徹底を図ります。

(4) 土日祝日の教室利用については、国家試験受験学年のみ開放します。他学年対象の平日の遠隔授業受講において学内施設を利用したい場合には、キャリアセンターを開放いたします。密を避けるため施設利用はできない場合があります。

2. 歯科衛生士学校の臨地臨床実習について

(1) 1月より予定しておりました歯科衛生士学校2学年を対象とした臨床実習については、緊急事態宣言期間中においては中止とし、学内の管理下において、課題学習を中心とした代替実習の履修に変更いたします。

なお、今後の感染拡大状況及び監督官庁からの通達に応じて変更する場合があります。

以上

学生の皆さんはもとより、保護者の皆さまにおかれましても、同様にご不安のことかと思いますが、学修機会の継続にあたっては皆さまのご協力無くしては成しえませんが、学校といたしましても学内で感染拡大防止に対し、万全の態勢で臨みますのでご理解とご支持を賜りますよう、お願い申し上げます。